様式第４号

第６条関係確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 確認法令等 | 遵守事項及び該当する場合の手続き・対応等 |
| ⑴電気事業法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  左記の法律の第３８条に規定される自家用電気工作物に該当する場合は、同法に基づく所定の手続きを行うこと。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑵森林法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  ア　事業区域が地域森林整備計画の対象となっている民有林において、開発行為（土石又は樹根の掘削、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者で、その規模が１０,０００平方メートルを超えるもの（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は５，０００平方メートルを超えるもの）は、左記の法律の第１０条の２の規定に基づく開発の許可を得ること。  イ　左記の法律の第１０条の８第１項の規定により立木を伐採しようとするときは、伐採しようとする日の３０日から９０日前までの間に同法に基づく届出を提出すること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑶農業振興地域の整備に関する法律  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  左記の法律の第８条第２項第１号に規定される農用地区域の農用地等が原則として含まれないこと。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑷農地法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域が農地となっているとき又は設置区域の一部に農地が含まれているときは、左記の法律に規定する農地転用の許可を得ること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑸文化財保護法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  事前に設置区域若しくはその周辺地域について、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を田布施町教育委員会に照会し確認を行うこと。埋蔵文化財の包蔵地である場合には、左記の法律の第９３条第１項に規定する事前の届出等を行うこと。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑹騒音規制法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域が、左記の法律の第３条第１項に規定する騒音について規制する地域として指定されている場合において、特定建設作業（騒音規制法施行令第２条に規定する作業）を行う場合は、事前に町長に届出を行うこと。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑺振動規制法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域が左記の法律の第３条第１項に規定する振動について規制する地域として指定されている場合において、特定建設作業（振動規制法施行令第２条に規定する作業）を行う場合は、事前に町長に届出を行うこと。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑻道路法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  ア　設置区域への取付道路や隣接道路など町道の形状を変更する場合は、左記の法律の第２４条の許可を受けること。  イ　設置区域及び設置区域外の道路において、太陽光発電設備を電力会社の電力系統に接続するために、電柱、送電線その他工作物を設け、接続して使用しようとする場合は、左記の法律の第３２条の許可を受けること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑼河川法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  ア　河川区域及び河川保全区域において土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する場合は、左記の法律の第２０条、第２５条から第２７条まで及び第５５条に規定する河川管理者の許可を受けること。  イ　河川区域内の土地を占用しようとする場合は、左記の法律の第２４条に規定する河川管理者の許可を受けること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑽自然公園法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  事前に設置区域が左記の法律に規定する指定区域であるかどうかの確認を行うこととし、同法第２０条第１項の特別地域に指定されている場合は、同法第３項に基づく管理者の許可を得ること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑾土壌汚染対策法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域の土地の形質の変更（土地の掘削、造成、切土、盛土等）の面積の合計が、３,０００平方メートル以上となる場合は、左記の法律の第４条に基づき、土地の形質変更着手の３０日前までに届出を行うこと。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⑿急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域が、左記の法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場合は、同法第７条に基づく行為に対する許可を受けること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⒀砂防法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域が、左記の法律に規定する砂防指定地の場合は、山口県の砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例第４条に基づく行為に対する許可を受けること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⒁地すべり等防止法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域が、左記の法律に規定する地すべり防止区域に指定されている場合は、同法第１８条に基づく行為に対する許可を受けること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⒂海岸法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域が左記の法律に規定する海岸保全区域等である場合は同法第７条又は第８条に規定する占用又は行為の制限にかかる許可を受けること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⒃国土利用計画法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域について、左記の法律に規定する5,000㎡以上の土地売買等にかかる土地取引に該当する場合、同法第２３条に規定する届出を行うこと。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⒄都市計画法  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域について、1,000㎡以上の土地で開発行為に該当する場合は、左記の法律に規定する許可を受けること。また、開発行為に該当しない場合は、開発行為でない旨の届出を行うこと。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⒅田布施町土砂等による埋立て等の規制に関する条例  　　□　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置区域について、県外から搬入された土砂等を用いて、面積が1,000㎡以上又は体積が1,000㎥以上の埋立て等を行う場合は、左記条例の第６条に規定する町に対する事前協議を行うほか、同条例第７条に規定する協定を町と締結すること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⒆田布施町法定外公共物管理条例  □　該当  　　□　該当なし | （遵守事項）  設置事業において、左記条例の第５条に規定する行為を行う場合は、同条に定めるところにより、町長の許可を受けること。  （該当する場合の手続き・対応等） |
| ⒇その他の法令・条例  □　該当  　　□　該当なし |  |